

令和6年1月29日細則第8号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター受託研究取扱細則

国立研究開発法人国立国際医療研究センター受託研究取扱細則（平成22年細則第11号）を別添のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

国立研究開発法人国立国際医療研究センター受託研究取扱細則・変更対比表

変更箇所	改正前	改正後	変更理由等
第3条2項	<p>(委員会)</p> <p>第3条 規程第5条第1項に規定される委員会は、センター病院及び国府台病院にそれぞれに置く。また、必要に応じてセンター内に別の委員会を置くことができるものとする。各委員会の業務手順書等は、それぞれに定める。</p> <p>(新設)</p> <p>2 センター病院に置く委員会は次のとおりとする。 (略)</p> <p>3 国府台病院に置く委員会は次のとおりとする。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第3条 規程第5条第1項に規定される委員会は、センター病院及び国府台病院にそれぞれに置く。また、必要に応じてセンター内に別の委員会を置くことができるものとする。各委員会の業務手順書等は、それぞれに定める。</p> <p>2 <u>前項により設置したセンター病院の委員会に対し、他の実施医療機関の長より審査の依頼があった治験について、当該委員会が調査審議を行うことが適切である場合には、調査審議を行うものとする。</u></p> <p>3 センター病院に置く委員会は次のとおりとする。 (略)</p> <p>4 国府台病院に置く委員会は次のとおりとする。</p>	<p>国際感染症治療戦略イニシアティブ (GLIDE) を実施するにあたって、センター病院治験等審査委員会に他医療機関からの審査を受け付けることが出来る規定を追加するため</p>